

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム(KYOMS)
適用範囲	京都市上下水道局本庁舎
導入年月日	平成21年9月1日
認証番号	
基 本 方 針	<p>① 京の環境共生推進計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策や取組を積極的に推進する。 ② 本市が行う事業活動における環境負荷の低減を図るために、環境目的及び目標を設定し、環境関連法令、規則、協定を遵守する。 ③ 環境方針は、職員が環境方針を理解することとどまらず、環境に配慮した日に「見える」行動に取り組むよう教育・訓練・研修を実施する。 ④ 環境方針は、職員に周知徹底を図るとともに、市民に公表する。</p>
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>① コピー用紙消費量削減（平成22年度比1%削減） ② 環境対応品購入（消耗品 購入率95%以上、偽品 購入率95%） ③ ガソリン消費量の削減（平成22年度比2%削減） ④ 電気使用量の削減（平成22年度比12.5%削減） ⑤ 都市ガス使用量の削減（平成22年度比15.3%削減） ⑥ 水道使用量の削減（平成22年度比17.9%削減） ⑦ 一般廃棄物排出量の削減（平成22年度比14.6%削減） ⑧ 資源物の分別回収及び排出量の削減 （古紙 平成22年度比1%削減、その他 平成22年度比16.5%削減）</p>
目標を達成するための取組の内容	<p>① コピー用紙の消費量の削減を図り、省資源の取組を推進する。 ② 物品の調達に当たって、環境に配慮した製品を優先的に調達する。 ③ 電気、ガス、水道及びガソリン等のエネルギー使用量の削減を図る。 ④ 適正な廃棄物の処理と資源物のリサイクルを推進し廃棄物の減量及び環境への負荷の低減を図る。</p>
目標を達成するための取組の進捗状況	<p>① コピー用紙の両面利用、文書の電子化（実施済） ② 物品の調達に当たって、グリーン購入法を基準とし、環境対応品を優先的に調達する。（実施済） ③ 電気、室内温度の適正化、外気の循環による冷暖房の効率化（実施済） ④ 都市ガス 溶融器の着火の使用時ごとの点火、消火の徹底（実施済） ⑤ ガソリン 公共機関を活用し公用車の使用を控える（実施済） ⑥ ゼロ・エミッション実践活動の徹底（実施済）</p>
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	平成25年度の実績については、環境対応品購入、ガソリン消費量、電気使用量、一般廃棄物排出量の削減について、目標を達成できた。また、目標を達成できなかった項目についても、都市ガス及び水道の使用量については、24年度の使用量を下回ることができ、KYOMS導入による一定の効果が見られる。
事業活動に係る法令の遵守の状況	年1回、環境関連法規制調査票により確認及び報告を行っている。これまで違反及び指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として年1回検討している。平成24年度は、目標及び取組内容について一定の効果が見られたことから、25年度も同一のシステムにより運用した。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ1
適用範囲	京都市上下水道局資機材・防災センター
導入年月日	2010年3月1日
認証番号	KES1-1071
基本方針	京都市上下水道局総務部資器材・防災センターは、資器材の保管、物品の需給調整、車両、水道メーター管理、防災備品等の調査、防災訓練に係わる全ての活動及びサービスの環境影響を低減するため、環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	センターの活動及びサービスに係わる環境影響のうち、次の項目を環境管理重点テーマとして取り組む。 (1) 電力使用量の前年度比目標 (2) ガス使用量の前年度比目標 (3) センター周辺の清掃啓発活動
目標を達成するための取組の内容	室内温度の適正管理、電灯・照明の未使用時の消灯の徹底及び電灯の間引き
目標を達成するための取組の進捗状況	前年度比目標値を達成中
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	目標達成に向け、取り組むことができた。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守については、KESの確認審査において、これまで指摘を受けていない。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	平成25年度は、現在の取り組みで目標値を達成することができたことから、26年度においても継続して取り組む。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市長	平成26年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ1
適用範囲	京都市上下水道局営業所グループ(東山営業所ほか8営業所)
導入年月日	平成18年3月1日
認証番号	KES1-0395
基本方針	京都市上下水道局東山営業所、山科営業所、北芦営業所、丸太町営業所、右京営業所、西京営業所、左京営業所、九条営業所、伏見営業所は上下水道事業に係わる全ての活動及びサービスの環境影響を低減するためには次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。 1. 当局の活動及びサービスに係わる環境影響を常に認知し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。 2. 当局の活動及びサービスに係わる環境問題の法的及びその他要求事項を遵守します。 3. 当局の活動及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重要テーマとして取り組みます。 (1) 電力使用量の削減 (2) ガス使用量の削減 (3) 営業所周辺の清掃等特児活動
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	電力・ガスともに平成24年度と同値を目標値として設定している。
目標を達成するための取組の内容	電気：所内の不必要的電力使用の削減（廊下の電灯の消灯やトイレ・給湯室の使用時の点灯） ガス：ガス機器の適正な使用管理
目標を達成するための取組の進捗状況	電気：所内の不必要的電力使用の削減（廊下の電灯の消灯やトイレ・給湯室の使用時の点灯）を実施中 ガス：ガス機器の適正な使用管理を実施中
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取組むことが出来ている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の順守状況について、これまで違反及び行政当局からの指導はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。 平成24年度も一定の効果が得られたことから、平成25年度も同一路線により運用した。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局浄水場等環境マネジメントシステム
適用範囲	蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場、水質管理センター水質第1課
導入年月日	2013年4月1日
認証番号	
基本方針	「水道水質基準の遵守と、環境に配慮した事業運営の両立」を基本理念とし、水道水質の維持向上・省エネルギーの推進・浄水薬品使用の適正化・エコオフィスの推進などに取り組む。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	適用範囲に含まれる各部門ごとに環境目標を定め、取組を推進する。 ・照明の使用電力量を平成23年度比で2%削減する。 ・かび臭物質濃度が5ng/lを超える日をゼロにする。 等
目標を達成するための取組の内容	・照明をこまめに消灯する、照明の点灯数を削減する。 ・粉末活性炭の注入、凝集剤の注入率の適正化等により、ちんでん水中の臭気物質濃度を下げる。 等
目標を達成するための取組の進捗状況	・照明のこまめな消灯、照明の点灯数削減について実施済み。 ・粉末活性炭の注入、凝集剤の注入率の適正化について実施済み。 等
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	取組項目についてはほぼ全部門においてそれぞれの目標を達成した。
事業活動に係る法令の遵守の状況	各部門とも、1ヶ月に1回法令の遵守状況を確認し、各部門の運用委員会で報告している。平成25年度は各部門とも、法令の遵守状況は適正であった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、1年に1回、環境管理総括者が環境管理責任者から運用報告書の提出を受け、改善の必要があれば環境マネジメントシステム改善指示書により改善を指示する。 平成26年度は電力の削減について、各部門の基準年度を平成25年度に統一する。文書番号の付け方を見直し、改善する。 また、加圧施設管理事務所を適用範囲に加える。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1
適用範囲	京都市上下水道局水道部疏水事務所
導入年月日	2005年11月1日
認証番号	KESI-0408
基本方針	京都市上下水道局水道部疏水事務所は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>(1) 電気使用量の削減・・・前年比1%削減 (2) ガス使用量の削減・・・前年比1%削減 (3) 環境啓発活動・・・毎月1回</p>
目標を達成するための取組の内容	<p>(1) 電気使用量の削減・・・前年比1%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 エアコン温度・運転の適正管理 1.2 休憩時間の消灯 1.3 廊下やトイレの不必要的電灯の消灯 1.4 待機電力0（ノート型パソコン） <p>(2) ガス使用量の削減・・・前年比1%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 給湯温度・運転の適正管理 <p>(3) 環境啓発活動・・・毎月1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.1 事務所周辺及び付近の歩道を毎月清掃
目標を達成するための取組の進捗状況	「環境改善計画書兼進捗管理書」に従って、適正にEMSを運用継続中。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	事業所の活動及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項を調査・特定し、順守状況を定期的に監視・評価するために「環境関連法的及びその他の要求事項適用調査表」及び「法的その他の要求事項の順守状況チェック表」を作成し、記録している。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	実行責任者（環境管理責任者）は「環境改善計画書兼進捗管理書」において、月次で適合性評価基準により適合性を評価・記録し、活動実績を最高責任者に報告する。最高責任者はそれを受け、その他必要な情報を鑑み、システム向上のための見直しと改善を行う。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1
適用範囲	京都市上下水道局配水グループ(水道管路管理センター 北部配水管理課ほか3箇所)
導入年月日	2009年12月1日
認証番号	KESI-1080
基本方針	京都市上下水道局配水グループは、地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気消費量の削減・・・前年度比1% ・ガス使用料の削減・・・前年度比1% ・環境啓発・・・・・・・毎月1回
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気消費量の削減 OA機器他電気器具の適正管理、エアコン温度・運転の適正管理、休憩時間の照明消灯、廊下やトイレの不要照明消灯 ・ガス使用量の削減・・・給湯温度・運転の適正管理 ・環境啓発・・・・・・・事業所周辺の清掃活動、子供たちの安全を見守る運動
目標を達成するための取組の進捗状況	環境改善計画書に従って、適正にEMS運用を継続中。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	適用を受ける法的及びその他の要求事項の遵守状況を定期的に監視・評価するために、業務点検を実行し「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録している。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	「環境改善計画書兼進捗管理書」において、月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録している。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成26年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局下水道事業環境マネジメントシステム
適用範囲	鳥羽水環境保全センター、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所、伏見水環境保全センター、石田水環境保全センター、水質管理センター水質第2課、ポンプ施設事務所
導入年月日	2010年2月11日
認証番号	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令、規則、協定の順守 ・環境マネジメントシステムの定期的な見直しによる継続的改善 ・公共用水域の水質保全 ・省エネ推進、下水道資源の有効利用
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	<p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境保全センター全体の放流水のBODを年平均値4.6mg/L以下にする。 ・全体の総使用電力量を平成16年度比で10.0%以上削減する。
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の適切な運転 ・エコオフィスの推進、機器更新時における高効率機器の導入
目標を達成するための取組の進捗状況	当初計画どおりに取り組んでいる。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況について、月に1回確認を行っている。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価及び見直しについては年に1回行っている。 平成25年度は、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、26年度も同一のシステムにより運用していく。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市長	平成26年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ1
適用範囲	京都市上下水道局下水道部KESグループ(きた下水道管路管理センター、東部支所、八条支所、みなみ下水道管路管理センター、山科支所、西部支所、下水道建設事務所(島津)、(烏羽工事事務所))
導入年月日	2006年10月2日
認証番号	KES1-0598
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの定期的な見直しによる継続的改善 ・環境開発・法的及びその他の要求事項を順守。 ・環境影響のうち環境管理重要テーマの取組。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力使用量の削減維持 ・事務用紙の削減工夫 ・環境教育・啓発活動(各事業所周辺の清掃、子供達の安全を見守る運動)
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の適切な運転 ・エコオフィスの推進、機器更新時における高効率機器の導入
目標を達成するための取組の進捗状況	当初計画どおりに取り組んでいる。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況について、月に1回確認を行っている。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価及び見直しについては年に1回行っている。 平成25年度は、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、26年度も同一の重要環境活動項目を継続的に遂行する。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。